

# ディスクロージャー

## ■ 信頼への“絆” ■

2022年 あづまの経営現況



いまあづま  
お客さまの現在に寄り添い、あしたひら  
明日を拓くパートナー



東信用組合

## ごあいさつ

組合員の皆さま、お客さまには、平素より、東信用組合に対しまして、格別のご愛顧・お引き立てを賜りまして誠にありがたく、厚く御礼申し上げます。

また新型コロナウイルス感染症抑止のために、これまでもまた現在もご尽力されている皆さまに心より感謝申し上げます。ここに令和3年度第70期の決算につきまして謹んでご報告申し上げます。

令和3年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の波が繰り返され、企業活動は翻弄されて成長できませんでした。令和4年に入って海外要因から金利上昇、そこにロシア・ウクライナ戦争が勃発、世界中の経済が多大な影響を受け、原油等資源価格の高騰、インフレ懸念、急激な円安へ負の連鎖となりました。地域の中小企業事業者、勤労者、住民の皆さまには、新型コロナウイルス感染症の波を乗り越えるだけでも困難である中、さらなる重石がのしかかっています。

その中、当組合としてできることは何か、常に考え、行動する年度でしたが、コロナ環境も厳しく、組合員さま、お客さまに対して、大きな財務的成果をあげることはできなかったと考えております。しかしながら、令和3年度は中期3ヶ年計画の2年目にあたり、計画の中に掲げたお客さまの課題解決支援に向けて、外部機関との支援連携など試行錯誤の取組みが数多く行われ、信用組合の使命にそって、組織が気持ちも新たに動き始めたと評価しております。結果として、預金残高は大幅増加、貸出金残高は維持、ビジネスマッチングは増加、渉外支援システム導入、コア業務純益は3期連続で増加いたしました。

本決算をご報告できますのも、組合員の皆さま、お客さまのあたたかいご支援の賜物と深く感謝しております。これからも、ご経営や暮らしに役立つ信用組合となるため、役職員は「お客さまの現在に寄り添い、明日を拓くパートナー」のスローガンのもと、協同組織金融機関としての役割、使命を胸に刻み、お客さまのお役に立つ金融サービスの提供に努めてまいります。

何卒、皆さま方には当組合に対する一層のご理解と、倍旧のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年6月

あづま  
東信用組合

理事長 川村 実

### 組合概要

令和4年3月31日現在

名 称	東信用組合
所 在 地	〒130-0001 東京都墨田区吾妻橋1丁目5番3号
電話番号	03-3622-7156
設 立	昭和27年12月19日
預金積金	352億6千万円
貸 出 金	190億7千3百万円
出 資 金	2億1千4百万円
役職員数	45人
店 舗 数	墨田区3店舗 葛飾区1店舗

# 事業方針

## ■ 基本方針

東信用組合は、組合員をもって組織する地域信用組合として、地域内の中小規模の事業者、勤労者、その他の方々の経済活動を、「相互扶助の理念」に基づき、一人ひとりの顔が見えるキメ細かなお取引を通じて実現し、組合員の経済的地位の向上をはかり、地域社会の発展に貢献することを基本方針とします。

## ■ 東信用組合のミッション、ビジョン、コンセプト

- 私たち東信用組合のミッション（使命）は、「お客さまの現在に寄り添い、明日を拓くパートナー」となることです。
- 私たち東信用組合のビジョン（目指す姿）は、「共助コミュニティを大切にした（人）ビジネス」、「（人＝お客さま、職員）を活かすビジネス」の実現です。
- 私たち東信用組合のコンセプト（お客さまへ提供する価値）は、営業店窓口においても、お客さま訪問においても、「職員が共助コミュニティの相談相手になる」ことです。

\*

## 令和3年度 経営環境・事業概況

### ● 金融経済環境

令和3年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大が止らず、動こうにも動けない、一進一退で推移しました。その中でコロナによる供給制約、中国のゼロコロナ政策、ロシア・ウクライナ戦争の地政学リスクからの原油等資源価格の高騰、金利高、インフレ懸念、円安など大きな問題が一気に噴き出しました。中小企業事業者、勤労者の経営や暮らしは、急激な環境変化の中で翻弄されました。当組合は、コロナ禍で苦境にある事業者さま、勤労者さまへの金融支援を最優先に取組み、外部機関・専門家とも連携して、経営改善支援、課題解決支援など非金融支援にも取り組みました。

### ● 業績

預金につきましては、定期預金は残高維持、備蓄ニーズが底堅く普通預金は増加、令和4年3月末の預金残高は前期（令和3年3月末）対比12億3千万円増加、352億6千万円となりました。

貸出金につきましては、新規でのコロナ対応緊急融資は一服し、令和4年3月末の貸出金残高は前期（令和3年3月末）対比18百万円減少、190億7千万円となりました。貸出金の不良債権処理を適切に行い、金融再生法開示債権比率（不良債権比率）は、前年度比0.49%増加し3.65%となりました。

国債等有価証券運用は、前期（令和3年3月末）対比2千万円減少、令和4年3月末の有価証券残高は含み損益を入れ76億5千万円となりました。

業務推進の取り組みとしましては、コロナ感染防止の観点から集合型のお客さま向けイベント等は行うことができず、定期預金、定期積金キャンペーン、また営業担当（1課職員）訪問による経営改善支援、課題解決支援活動が中心となりました。

収益につきましては、貸出金金利収入は増加しましたが、建物関係やATM機更改、営業支援システムの投資もあり経費は増加、令和3年度の税引後当期純利益13百万円となりました。

なお、令和4年3月末の自己資本比率につきましては、資産入れ替をすすめたため、（分母）リスクアセット（運用資産）は増加、（分子）コア資本は全体では定期会計処理もあり減少、前年度比0.28%低下して8.53%となりました。ただし自己資本比率規制の国内基準4%を大きく超えています。リスクアセット（運用資産）増加は、当期の自己資本比率を下げる要因となりますが、来年度以降の収益性の向上につながり、収益性の向上は、内部留保による自己資本の増加を通じて、当組合の健全性を向上させるものです。

### ● 事業の展望及び当組合が対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症が収束しない中で今後のインフレ懸念など、組合員さま、お客さまを取り巻く環境変化は迅速かつインパクトが強いものとなっております。信用組合として、組合員さま、お客さまの金融ニーズやその他のニーズをより早く察知し、適時に情報提供や金融をお届けするように努めます。また令和4年度は、当組合創立70周年を迎えさせていただきます。当組合の目的、使命は、組合員さま・お客さまの経営や暮らしの課題、また地域の社会的課題の解決に向け、ご支援させていただくことであります。そのため、職員人材の育成、ご支援の仕組みづくりに努めます。

コロナウイルス感染症拡大防止の取組みを引続き行います。窓口営業時間、職員の訪問活動等において、お客さまにはご不便をおかけしておりますが、役職員は金融機能の維持・発揮に努めてまいりますので、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## 当組合のあゆみ（沿革）

- 昭和28年1月／墨田区吾妻橋の現本店において開業
  - 昭和31年10月／中小企業金融公庫代理貸付取扱開始
  - 昭和32年1月／商工組合中央金庫代理貸付取扱開始
  - 昭和32年12月／国民生活金融公庫代理貸付取扱開始
  - 昭和38年7月／墨田区東向島に寺島支店開店
  - 昭和41年3月／住宅金融公庫代理貸付取扱開始
  - 昭和41年5月／葛飾区お花茶屋に葛飾支店開店
  - 昭和51年12月／墨田区緑に本所支店開店
  - 昭和54年2月／共同オンラインシステム加入稼働開始
  - 平成10年10月／全国信用組合中央協会より優良組合として表彰をうける。
  - 平成15年1月／創立50周年を迎える。（50周年式典開催）
  - 平成25年1月／創立60周年を迎える。（60周年式典開催）
  - 平成25年2月／でんさい（電子記録債権）ネットワークに加盟、サービス開始
  - 令和2年4月／お客さまのご相談相手となることを目指した「新中期3ヵ年計画」  
（令和2年4月～5年3月まで）作成
  - 令和4年1月／創立70年目を迎える。
- お客さま・組合員さまにご愛顧をいただき営業を続けております。東信用組合は、引続き安心・安全な信用組合として価値ある金融サービスのご提供に努めてまいります。これからも変わらぬご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

## トピックス

- 令和3年7月～12月 当組合職員2名が社会的課題解決支援（ソーシャルビジネスNPO支援）プログラムに参加し、ソーシャルビジネス支援について知見を得ました。
- 令和3年7月～12月 多摩大学社会投資研究所のご指導の下、事業先法人に対する金融包摂（金融排除しない）をテーマにインパクト評価モデル事業に参加しました。2015年4月～2020年3月までの過去データを振り返り、当組合からの金融支援や非金融支援が、事業先の廃業の抑止や信用格付けアップなどに効果があったことを確認できました。
- 令和3年9月 「令和3年度全国しんくみの日週間」（9月1日～9月7日）では、ご来店のお客さまに「保冷パック」1個を進呈させていただきました。
- 令和3年10月1日より、全国銀行内国為替制度運営費の創設に伴い、振込、代金取立手形手数料など為替手数料等を各110円程度引下げさせていただきました。
- 令和3年12月サイバーセキュリティ対応として、国内多数の企業・機関が参加する「NISC主催サイバーセキュリティ分野横断的演習」に当組合も参加しました。
- 令和4年3月より、両替手数料、大量硬貨取扱手数料の見直し、引き上げをさせていただきました。
- 令和3年4月より東京都事業承継促進支援事業を利用し、お客さまの事業承継支援のため中小企業診断士など専門家派遣を行っております。
- 令和2年9月より融資課、渉外担当者の役割を課題解決支援と位置づけ、ソリューション支援1課（渉外）、ソリューション支援2課（融資）態勢をとり、令和3年4月より渉外担当者の「ノー集金日」を定め、当該日にはお客さまの課題解決支援関連業務を行っております。
- 令和3年度の年間を通じて、中小企業診断士の先生がお客さま事業先を訪問して、様々な経営相談に対応する経営相談会を継続的に行いました。
- 令和3年10月～令和4年3月 東京都信用組合協会主催「アフターコロナに生き残る事業者支援連携プロジェクト」に当組合も参加、事業先支援のあり方につき検討しました。

\* **役員一覧** (理事および監事の氏名・役職名)

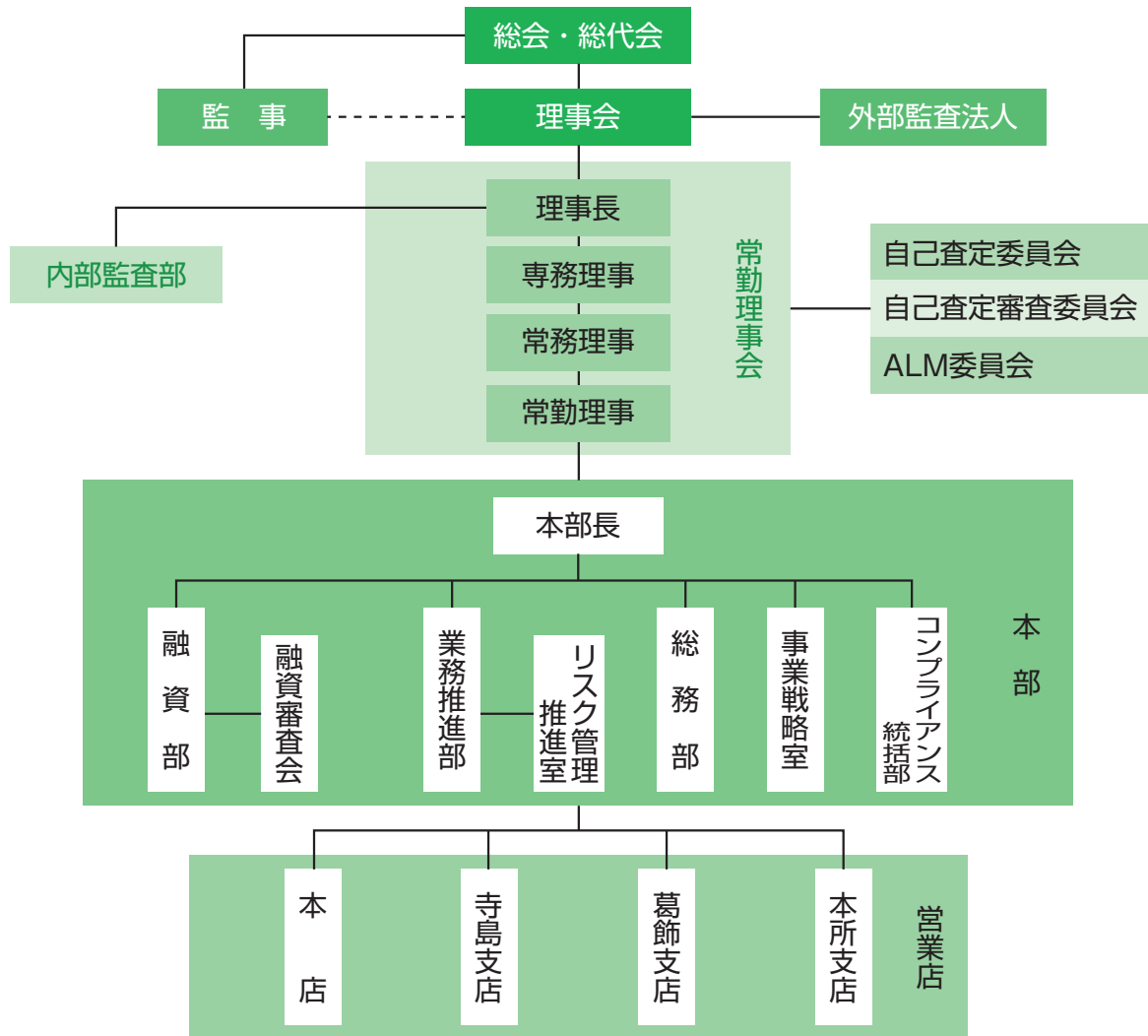
令和4年6月末現在

理事長	川村 実	理事	森 八一
専務理事 業務推進部長	風戸 健一	理事	菅沼 幸治
常務理事 融資部長	武田 康弘	監事	伊藤九美子
常勤理事 本店長	江口 正治	監事	寺田 圭介

(注) 当組合は、職員出身者以外の理事2名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

\* **事業の組織**

東信用組合組織図



\* **店舗一覧表** (事務所の名称・所在地) (自動機器設置状況)

店名	住所	電話	ATM
本店	〒130-0001 東京都墨田区吾妻橋1丁目5番3号	03(3622)7151	1台
寺島支店	〒131-0032 東京都墨田区東向島6丁目26番9号	03(3619)4021	1台
葛飾支店	〒124-0003 東京都葛飾区お花茶屋1丁目28番8号	03(3603)2531	1台
本所支店	〒130-0021 東京都墨田区緑2丁目14番8号	03(3632)7141	1台

**地区一覧**

墨田区 葛飾区  
江東区 江戸川区  
台東区 足立区  
中央区 荒川区  
千代田区



## \*\* 地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は、お客さまの課題解決支援を通じて、「お客さまの現在（いま）に寄り添い、明日を拓くパートナー」となることを使命（ミッション）としております。

このミッションのもと、人口減少、少子高齢化を背景とした地域社会の構造的変化の中で立ちすくむ中小企業や個人事業主また個人のお客さまのご相談相手となり、皆さまが抱える経営課題や個人のお困りごとに対して、金融支援とともに、専門家等と連携した経営改善アドバイスや課題解決支援など非金融支援を行い、とりわけ金融から排除されやすい皆さま方への金融包摂に取り組み、地域コミュニティとともに発展していくことを目指しています。

## \*\* 融資を通じた地域へのお役立ち

### (1) 法人・個人向けご融資（先数と金額）

令和4年3月末現在貸出金190億円の内訳

○法人・事業者向け事業性融資（設備資金・運転資金）

貸出先数 315先

貸出金額 105億5千万円（1先あたり32百万円）（54.3%）

○個人向け融資（住宅・消費等）

貸出先数 433先

貸出金額 87億円（1先あたり20百万円）（45.76%）

### (2) 東京都・墨田区・葛飾区の制度融資の取組状況

当組合は、東京都や墨田区・葛飾区の中小企業向け制度融資を取扱っております。東京都や墨田区・葛飾区の制度融資は、原則、無担保・固定低金利というメリットがありますので積極的にご利用をおすすめしております。令和4年3月末現在では、東京都制度融資90件7億5千万円、墨田区・葛飾区の制度融資218件8億2千万円の残高となっております。令和3年度の東京都・墨田区・葛飾区の新型コロナウイルス感染症対応融資の新規実行は感染のピークを過ぎ前年度より大きく減少しましたが残高は横這いです。なお当組合は墨田区新型コロナウイルス感染症緊急対策資金融資については独自で0.2%利子補助をさせていただいております。

### (3) 小口融資の推進

お客さまにとって有利な制度融資につきましては、小口多数ご利用をいただいております。墨田区・葛飾区の制度融資では1件あたり残高3百万円と小口です。当組合は、ご融資金額の大小にかかわらず「お客さまのお役に立つことを第一」に考えて取り組んでおります。

### (4) 課題解決型融資の推進

お客さまの金融面でのお悩みごとや今後のご希望・ご計画などを親身におうかがいし、事業性融資ばかりか、不動産売買、賃貸、建築、事業承継、法人個人間借入金の整理、新事業展開、創業・独立など、ご経営や暮らしの課題解決につながる融資に努めております。

### (5) 創業の支援

当組合は、低金利で有利、専門家による経営サポート（創業計画の作成と経営相談）もある東京都「女性・若者・シニア創業サポート制度」の創業融資に積極的に取り組んでいます。

## \*\* 預金を通じた地域へのお役立ち

信用組合は、設立当初から「足の金融機関」と言われておりますが、どんなに時代がかわっても、“貯蓄”はいざという時の助け。そのため当組合は、月掛け・集金の「定期積金」を推進しております。お客さまには、地区担当者（ソリューション支援1課職員）が、雨の日も風の日もご集金にお伺いしており、お客さまと二人三脚だから、確実にお金が貯まり、満期時は皆さまに喜んでいただいております。東信用組合は、お客さまとの絆、信頼関係をむすぶものとして、定期積金集金を堅持しております。

墨田区・葛飾区におきましても、構造的な産業構造の変化、高齢化等からこれまであった地域コミュニティの関係性が次第に薄くなってきております。その中であって、当組合はお客さまへの訪問活動を通じて安心してお話しただけの相談相手になれるよう努めております。

4店舗はご預金からご融資、代理業務まで行う総合店舗でございます。

## \*\* 信用組合の社会的責任

信用組合の社会的責任は、ご高齢のお客さま、小規模なご経営のお客さま、いまは資金不足ながら新しい事業にチャレンジしようとするお客さまに、安定的に金融サービスをご提供し続けることと考えており、組合も役職員も地域住民のひとりとして、金融を通じて地域社会に貢献することを目指しております。信用組合業界全体の取組みとしましては、毎年9月に「しんくみの日週間」を設け、各組合独自の社会貢献活動を展開しております。

### 文化的・社会的貢献に関する活動

東信用組合は、地域の皆さまに愛され信頼される金融機関として、地元イベント行事（祭礼・町内会行事他）への参加や協賛活動を積極的に行い、心と心が触れ合う豊かな社会の維持・発展に貢献しています。本店は「牛嶋神社祭礼」、寺島支店は「長浦神社祭礼、節分」「地元町会の夏の縁日イベント」、葛飾支店は「香取神社秋季祭礼」、「お花茶屋ふるさと祭り」、本所支店は「亀戸神社祭礼」、「地元町会の模擬店お祭り広場」など、営業店職員が積極的に参加させていただいております。令和3年度も新型コロナウイルス感染症のため、地域イベントは中止となりました。

## \* 苦情処理措置

### (1) 苦情相談窓口の設置

東信用組合では、お客さまからのご要望等（ご契約や商品に関する相談・苦情を含む）にお応えするため、「お客さま相談窓口」を設置しております。ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または本部お客さま相談窓口にお申しつけください。なお、苦情等対応手続については別途リーフレットをご用意しておりますのでお申しつけいただくか、当組合のホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.azuma.shinkumi.jp/>

東信用組合 本部 「お客さま相談窓口」

電話番号：03-3622-7156

受付日：月曜から金曜（祝日および組合の休業日は除く）

時間：午前9時～午後5時

### (2) 紛争解決措置

苦情内容等から難しいお話し合いにすすみした場合、紛争解決のため、下記の弁護士会窓口をご利用いただくことも可能です。ご利用を希望されるお客様は、当組合「お客さま相談窓口」または下記「しんくみ相談所」までお申し出ください。またお客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。下記東京・第一東京・第二東京弁護士会の各仲裁センターは、東京以外の地域の方々もご利用可能で、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続をすすめる方法もあります。

- ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
- ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

【窓口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電話：03-3567-2456

住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）



## \*\* 「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点をあてた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借り入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的にご説明し、経営改善支援を行っています。令和3年度は新規無保証融資件数が減少しましたが、これは前年度令和2年度が新型コロナウイルス感染症拡大期にあたり平時より件数が倍増したためです。

### ● 「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況

	令和2年度	令和3年度
新規に無保証で融資した件数	74件	35件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	26.2%	20.5%
保証契約を解除した件数	3件	2件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当組合をメイン金融機関として実施したものに限る）	0件	0件

## \* リスク管理体制・法令等遵守体制

パンデミック感染症、海外国家紛争、自然災害、環境問題、グローバルに動くリスクマネー、デジタル化、少子高齢化、中小企業の事業承継難など金融機関を取り巻くさまざまなリスクが増大している中、信用組合がお客さまからの信頼にお応えするためには、各種リスクを的確に把握、管理することを通じて、安定した経営を行う必要があると考えております。

東信用組合は、収益確保とともにリスク管理を経営上の重要課題と位置付け、各種リスク管理規程を整備し、担当部署を定め、各種リスクの認識、評価、低減策の実行など信用組合として相応しい「リスク管理体制」をとっております。

また、地域信用組合という公共性の観点から、業務を行う役職員の「法令等遵守」（コンプライアンス）には特に配慮し、法令を守るにとどまらず「それはお客さまにとって正しいか」などお客さま本位の業務運営を行っております。

### 【リスク管理体制】

#### 1. 信用リスク管理

貸出に関する基本的な経営方針（クレジットポリシー）に従い、中小企業・個人の課題解決支援等に資する融資を目指しております。審査にあたっては営業推進部門から独立した本部融資部において、客観的・厳正な審査を行っております。また、地区担当者（ソリューション支援1課職員）のお客さま訪問などによる貸出事後管理にも留意しております。貸出金など債権の自己査定については、相互牽制が図れるように本部にて営業店の一次査定結果を適正に検証し、会計監査法人による監査も受けております。顧客保護等の観点から、「借り手に対する説明義務規程」を定め、融資に際して適正な説明を行うように努めております。お客さまの立場に立って、変わらずに金融円滑化対応をすすめております。また「経営者保証ガイドライン」、令和2年4月からの民法改正についても対応しております。

#### 2. 市場リスク・流動性リスク

余裕資金の運用はリターン（収益）をもたらしますが、当組合は過度な市場リスク（価格変動リスク、金利リスク）はとらない方針で臨み、運用結果については定期的に理事会に報告しております。またALMシステムにて有価証券の現在価値や金利リスクについても適切に把握しております。流動性リスクについては、安定的な資金調達力が流動性資金確保のための基盤と考え、預貸金の動向を常にチェックし、資金繰りに万全を期し、支払準備資金の維持に努めております。

#### 3. 事務リスク・システムリスク等オペレーショナル・リスク

事務リスクについては、堅確な事務処理を行うため、内部事務規程を整備し、会議・研修等で職員への周知・徹底、指導をしております。またお客さまへの適切なご説明、相談・苦情対応、情報漏えい防止に努めております。システムリスクについては、基幹システムは信用組合の共同センターに加入、安定稼働をしております。ネット環境については、定期的に脆弱性診断を受け、訓練を行うなどサイバーセキュリティ対応にも努めております。事務リスク、システムリスク、信用リスク、市場リスクまで統合的にリスク管理を行うため本部に担当部署を設けております。でんさいネットのお取り扱いができます。

#### 4. ALM管理

資産・負債にかかる期間ギャップ、金利リスク、収益予想、VaR（最大損失）など、ALM（資産・負債総合管理）手法によって、統合的リスク管理を行っております。

#### 5. 内部監査

当組合における内部監査は、当組合の業務運営の適正性を確保するために、各種リスク管理態勢の有効性を評価し、改善を促すことを目的として、内部監査部が営業店、本部に対して定期的を実施しております。

#### 6. 外部監査

当組合は外部監査を必須とする特定信用組合ではありませんが、会計監査法人による会計監査を受けております。

#### 7. 経営管理

当組合は、昭和32年以降一貫して監事も理事会に出席して発言・審議するなど透明性の高い、相互牽制がとれる経営管理を行っております。

### 【法令等遵守体制】

法令等遵守体制を整備・確立する指針として「法令等遵守基本方針」「法令等遵守規程」を定め、組織としては営業店・本部に「コンプライアンス担当者」、統括部署たる「コンプライアンス統括部」を設置しております。年度毎に「コンプライアンス実施計画」をたて、コンプライアンス会議や研修会など、コンプライアンス向上に努めております。

お客さまからの苦情・相談には、本部コンプライアンス統括部が窓口となり、営業店では「苦情・相談対応マニュアル」に従い、適切にお客さまへ対応できる体制をとっております。「反社会的勢力による被害防止のための基本方針」を定め、反社会的勢力との取引遮断方針を明確化し、規程類を整備し、反社会的勢力対応研修会も実施しております。社会的な課題であるアンチマネーローダリング、テロ資金供与防止につきましては、定期的にマネロンリスク評価を行い、リスク低減策を定めたマネロン態勢整備計画を作成、国のマネーローダリングガイドラインに基づき、入口審査、取引後のモニタリング、お客さまリスク評価、継続的な顧客管理の態勢整備に努めております。



## 報酬体系について

### ●対象役員

#### (1) 報酬体系の概要

##### 【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

##### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a.決定方法 b.支払手段 c.決定時期と支払時期

#### (2) 役員に対する報酬

(単位：百万円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	20	25
監 事	1	5
合 計	22	30

(注) 1. 左記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。  
2. 支払人数は、理事7名、監事2名です。  
3. 使用人兼務理事3名の使用人分の報酬（賞与を含む）は、7百万円です。  
4. 上記以外に支払った役員賞与金はありません。

#### (3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

### ●対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であつて、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。  
2. 「同等額」は、令和3年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。  
3. 当組合は非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れておらず、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

## 顧客保護等管理方針

### 1. お客さま保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程（以下「法令等」といいます。）を遵守して誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス（以下「商品等」といいます。）を利用し又利用しようとする方（以下「お客さま」といいます。）の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客さまからの信頼を確保するために継続的に取り組みます。

### 2. お客さまへの説明について

当組合は、法令等を遵守して、お客さまへの説明を要するすべての商品等について、お客さまの取引目的、ご理解、ご経験、ご資産の状況等に応じた適切かつ十分な商品説明と情報提供を行います。

### 3. お客さまからのご相談・苦情等の対処について

当組合は、お客さまからのご相談・苦情等について、迅速かつ誠実に対応し、お客さまの正当な利益を公正に確保して、もって当組合の事業についてお客さまのご理解が得られるように努めます。

### 4. お客さまの情報管理について

(1) 当組合は、お客さまの情報について、これを適法かつ適切な手段で取得し、正当な理由なく、当組合がお客さまに告示した利用目的の範囲を超えた取扱いや外部への提供を行いません。

(2) 当組合は、お客さまの情報の正確性の維持に努めるとともに、お客さまの情報への不正なアクセスや情報の流出のため、適切かつ十分な安全保護措置を講じます。

### 5. 当組合の業務を外部委託する場合におけるお客さま情報の取扱やお客さまへの対応について

当組合がその業務を第三者に外部委託する場合においても、お客さまの情報及びお客さまへの対応が適切に行われるように外部委託先を管理します。

なお、お客さまからのご相談・苦情等については、当組合の各営業店のほか、次のお問合わせ窓口までお申し出ください。

#### 「お問合わせ窓口」

東京都墨田区吾妻橋 1-5-3

東信用組合 本部（コンプライアンス統括部） 電話番号 03-3622-7156

（受付時間：午前9時から午後5時まで ただし当組合の休業日を除く）

## \* 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和2年度	令和3年度
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	2,012,923	2,020,464
うち、出資金及び資本剰余金の額	214,291	214,291
うち、利益剰余金の額	1,805,060	1,812,600
うち、外部流出予定額(△)	6,428	6,428
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	7,577	8,699
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	7,577	8,699
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	78,310	52,206
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	2,098,811	2,081,370
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,503	2,105
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,503	2,105
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1,503	2,105
<b>自己資本</b>		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	2,097,307	2,079,264
<b>リスク・アセット等 (3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	23,041,358	23,578,097
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	580,074	580,074
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	580,074	580,074
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	740,627	782,387
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	23,781,985	24,360,484
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	8.81%	8.53%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算定しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

### 1. 自己資本調達手段の概要(令和3年度末現在)

当組合の自己資本につきましては、当組合が積み立てているもの以外は、地域のお客さまによる出資金にて調達しております。

### 2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っております。繰延税金資産につきましては計上しておりません。なお、将来の自己資本の充実策については、年度毎にかかげる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

## 組合員の推移

区 分	令和2年度	令和3年度
組合員数	8,733人	8,631人
個人	7,965人	7,869人
法人	768人	762人
出資金	214,291千円	214,291千円
個人	173,099千円	172,995千円
法人	41,192千円	41,296千円

## 出資配当率

令和2年度	令和3年度
3%	3%

## \* 主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	445,722	462,330	461,193	522,443	500,227
経常利益	19,410	39,120	17,844	14,923	15,379
当期純利益	17,083	35,819	13,919	11,488	13,968
預金積金残高	33,443,205	33,335,613	33,223,299	34,021,411	35,260,663
貸出金残高	14,173,912	15,788,578	17,593,681	19,091,515	19,073,873
有価証券残高	8,217,175	7,086,409	7,442,664	7,671,755	7,651,850
総資産額	36,319,236	36,718,746	36,506,372	38,003,073	39,170,649
純資産額	2,490,273	2,544,504	2,494,516	2,491,600	2,432,060
自己資本比率(単体)	10.23 %	9.83 %	9.16 %	8.81 %	8.53 %
出資総額	204,999	204,999	214,291	214,291	214,291
出資総口数	2,049,998 □	2,049,998 □	2,142,917 □	2,142,917 □	2,142,917 □
出資に対する配当金	6,149	6,149	6,265	6,428	6,428
職員数	39 人	39 人	39 人	43 人	41 人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」については、平成18年度計数より金融庁告示第22号により算出しております。

## 1店舗当りの預金および貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	令和2年度末	令和3年度末
1店舗当りの預金残高	8,505	8,815
1店舗当りの貸出金残高	4,772	4,768

## 職員1人当りの預金および貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	令和2年度末	令和3年度末
職員1人当りの預金残高	791	860
職員1人当りの貸出金残高	443	465

## \* 主要な事業の内容

### A. 預金業務

#### (イ) 預金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金を取り扱っております。

#### (ロ) 譲渡性預金

譲渡可能な定期預金は取り扱っておりません。

### B. 貸出業務

#### (イ) 貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。

#### (ロ) 手形の割引

商業手形及び荷付為替手形の割引を取り扱っております。

### C. 商品有価証券売買業務

売買業務を行っておりません。

### D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

### E. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取り扱っております。

### F. 外国為替業務

取り扱っておりません。

### G. 社債受託及び登録業務

取り扱っておりません。

### H. 金融先物取引等の受託等業務

取り扱っておりません。

### I. 附帯業務

#### (イ) 債務の保証業務

#### (ロ) 有価証券の貸付業務

#### (ハ) 代理業務

(a) 全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫等の代理貸付業務

(b) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務

#### (ニ) 地方公共団体の公金取扱業務

#### (ホ) 株式払込金の受入代理業務

#### (ヘ) 貸金庫業務

#### (ト) 電子債権記録業に係る業務

## 令和3年度の協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況について

当組合の不良債権の開示は、不良債権に対する担保・保証額と貸倒引当金額を合計して、保全率を明らかにしております。令和3年度における協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全率は98.3%となっております。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症が続き、組合員さま、お客さまの経営や暮らしに大きな影響を与えました。その中で当組合の金融再生法開示債権比率（不良債権比率）は、前年度比0.49%悪化して3.65%となりました。

なお、令和3年度より協金法等に基づくリスク管理債権の開示に関する規定を改め、「開示の区分」及び「開示対象とする債権の範囲」を金融再生法開示債権に合わせることで、不良債権開示が一本化されました。協金法及び金融再生法等における「開示対象債権の範囲」に関して、破産更生債権及びこれらに準ずる債権・危険債権・正常債権が「総与信」に統一されました。（「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」（＝金融再生法上の「要管理債権」）は現行どおり貸出金のみ）

### \* ■ 協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

（単位：千円、％）

区 分		残 高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)	引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和2年度	101,545	68,596	32,948	100.0	100.0
	令和3年度	119,458	91,408	28,049	100.0	100.0
危険債権	令和2年度	472,218	455,762	16,456	100.0	100.0
	令和3年度	521,713	490,145	31,567	100.0	100.0
要管理債権	令和2年度	30,735	30,675	59	100.0	100.0
	令和3年度	56,831	44,909	110	79.2	0.92
三月以上延滞債権	令和2年度	—	—	—	—	—
	令和3年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和2年度	30,735	30,675	59	100.0	100.0
	令和3年度	56,831	44,909	110	79.2	0.92
小 計	令和2年度	604,499	555,034	49,464	100.0	100.0
	令和3年度	698,002	626,463	59,727	98.3	83.4
正 常 債 権	令和2年度	18,498,363				
	令和3年度	18,387,742				
合 計	令和2年度	19,102,863				
	令和3年度	19,085,745				

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1に掲げるものを除く。）です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1及び2に掲げるものを除く。）です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く。）です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2及び3に掲げるものを除く。）です。
7. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。）です。
10. 金額は決算後（償却後）の計数です。



## 貸出金償却及び引当状況について

### \* ■ 貸出金償却額

(単位：千円)

項 目	令和2年度	令和3年度
貸 出 金 償 却 額	—	7,614

### \* ■ 貸倒引当金の内訳

(単位：千円)

項 目	令和2年度		令和3年度	
	期末残高	増 減 額	期末残高	増 減 額
一 般 貸 倒 引 当 金	7,577	366	8,699	1,122
個 別 貸 倒 引 当 金	49,405	▲4,325	59,617	10,211
<b>貸 倒 引 当 金 合 計</b>	<b>56,982</b>	<b>▲3,959</b>	<b>68,316</b>	<b>11,334</b>

(注) 当組合では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

### ■ 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：千円)

	個 別 貸 倒 引 当 金								貸 出 金 償 却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高		令和2年度	令和3年度
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度		
製 造 業	823	773	—	9,808	▲50	—	773	10,581	—	—
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	10,199	10,199	—	—	—	▲10,199	10,199	—	—	7,614
電気・ガス・熱 供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	8,996	7,528	—	—	▲1,468	▲1,357	7,528	6,171	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	33,711	30,903	—	—	▲2,807	▲2,356	30,903	28,547	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・ 技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	—	—	—	8,357	—	—	—	8,357	—	—
生活関連サー ビス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサー ビス	—	—	—	3,110	—	—	—	3,110	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
<b>小 計</b>	<b>53,731</b>	<b>49,405</b>	<b>—</b>	<b>21,275</b>	<b>▲4,325</b>	<b>▲13,913</b>	<b>49,405</b>	<b>56,767</b>	<b>—</b>	<b>7,614</b>
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人(住宅・消 費・納税資金等)	—	—	—	2,850	—	—	—	2,850	—	—
<b>合 計</b>	<b>53,731</b>	<b>49,405</b>	<b>—</b>	<b>24,125</b>	<b>▲4,325</b>	<b>▲13,913</b>	<b>49,405</b>	<b>59,617</b>	<b>—</b>	<b>7,614</b>

1. 貸出金償却は、損益計算書の「貸出金償却」と一致します。

2. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。



## ●貸借対照表注記事項

- 以下の注記の記載金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法  
有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。  
再評価を行った年月日 平成13年3月31日  
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 259百万円  
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 839百万円  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出いたしました。  
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 129百万円
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物 7年～65年  
その他 2年～20年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、当組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、当組合が定めている償却・引当の計上基準規程に則り、次のとおり計上しております。  
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てしております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てしております。  
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、本部及び営業店が資産査定を実施し、当該部署から確認した自己査定審査委員会が査定結果を監査しており、その査定結果により上記の引当を行っております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は17百万円であります。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。  
なお、当組合は、信用組合等により設立された企業年金制度（確定給付企業年金基金）を採用しております。  
企業年金制度は、令和2年度において、総合型厚生年金基金から、確定給付企業年金基金に移行しておりますが、本移行に伴う当組合への影響額はありません。  
当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。  
※記載している年金資産額等の諸数値は、令和元年度決算値を基に令和2年12月に厚生労働大臣宛に確定給付企業年金基金制度への認可申請を行ったものを使用しております。  
(1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和2年3月31日現在）  
年金資産の額 238,577百万円  
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 229,590百万円  
差引額 8,987百万円  
(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合  
自令和2年4月1日 至令和3年3月31日 0.290%  
(3) 補足説明  
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高15,766百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間12年の元利均等償却であり、当組合は当事業年度の計算書類上、特別掛金14百万円を費用処理しています。  
なお、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に計上した金銭債権はありません。
- 有形固定資産の減価償却累計額 529百万円
- 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見込の各勘定に計上されるものであります。  
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 119百万円  
危険債権額 521百万円  
要管理債権額 56百万円  
三月以上延滞債権額 —  
貸出条件緩和債権額 56百万円  
小計額 698百万円  
正常債権額 18,387百万円

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。  
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。  
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。  
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。  
正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。  
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、73百万円であります。
- 担保に提供している資産は次のとおりであります。  
担保提供している資産 預け金 1,200百万円  
担保資産に対応する債務 借入金 1,200百万円  
上記のほか、為替決済保証金、都公金取扱い、代理交換委託等のために預け金956百万円を担保提供し、水道料金取扱いのための担保金及び東京手形交換所の保証金としてその他資産3百万円を差入れております。
- 出資1口当たりの純資産額は1,134円92銭であります。
- 金融商品の状況に関する事項  
(1) 金融商品に対する取組方針  
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。  
(2) 金融商品の内容及びそのリスク  
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また有価証券は主に債券であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり流動性リスクに晒されております。  
(3) 金融商品に係るリスク管理体制  
① 信用リスクの管理  
当組合は、信用リスク管理規程等諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また定期的に、理事会にて審議・報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスクは、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。  
② 市場リスクの管理  
(i) 金利リスクの管理  
当組合は、ALMによって金利変動リスクを管理しております。ALM委員会規程等においてリスク管理方法や手続等を定め、金利変動リスクは理事会等に報告しています。また総務部において、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常勤理事会に報告しております。  
(ii) 価格変動リスクの管理  
有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の監督の下、余裕資金運用規程に従い行われ、運用状況については、総務部より理事会に定期的に報告されております。  
(iii) 市場リスクに係る定量的情報  
当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。  
当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、『協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本比率の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）』において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。  
当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。  
なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、経済価値は、868百万円減少するものと把握しております。  
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利その他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。  
③ 資金調達に係る流動性リスクの管理  
当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。  
(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。  
なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金、借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。
- 金融商品の時価等に関する事項  
令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、



次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	10,995	11,006	11
(2) 有価証券 その他有価証券	7,641	7,641	—
(3) 貸出金(*1) 貸倒引当金(*2)	19,073 ▲68		
	19,005	19,856	851
金融資産計	37,642	38,504	862
(1) 預金積金(*1)	35,260	35,259	▲1
(2) 借入金(*1)	1,200	1,200	—
金融負債計	36,460	36,459	▲1

- (\*) 1 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。  
 (\*) 2 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法  
金融資産

- (1) 預け金 (簡便な方法により算出)  
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。
- (2) 有価証券  
債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。
- (3) 貸出金 (簡便な方法により算出)  
貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。
- ① 6カ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。  
 ② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

- (1) 預金積金 (簡便な方法により算出)  
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。
- (2) 借入金  
借入金のうち、当座借越については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。長期借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を新規に同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	10
組合出資金(*2)	229
合 計	239

- (\*) 1 非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
- (\*) 2 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
- (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	10,995	—	—	—	—
有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	347	1,709	902	1,902	2,764
貸出金*	10,439	1,870	868	1,435	3,819
合 計	21,782	3,579	1,770	3,337	6,584

\* 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。預け金のうち、要求払預金は1年以内に含めております。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金*	27,229	7,759	252	—	—
借入金	1,200	—	—	—	—
合 計	28,429	7,759	252	—	—

\* 預金積金のうち、要求払預金は1年以内に含めております。  
 20. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「その他の証券」が含まれております。以下23迄同様であります。

- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。  
 (2) 満期保有目的の債券に区分した債券はありません。  
 (3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

(4) その他有価証券  
【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】 (単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
債 券	4,185	4,140	45
国 債	202	200	2
地 方 債	103	100	3
社 債	3,879	3,840	38
小 計	4,185	4,140	45

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】 (単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
債 券	3,441	3,498	▲56
国 債	674	698	▲23
地 方 債	94	100	▲6
社 債	2,671	2,700	▲28
そ の 他	14	16	▲2
小 計	3,455	3,515	▲59
合 計	7,641	7,656	▲14

(注1) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。  
 なお、上記の評価差額 ▲14百万円を「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

21. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。  
 22. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。  
 イ. 売却価格 1,358百万円  
 ロ. 売却益 27百万円  
 ハ. 売却損 1百万円  
 23. その他有価証券のうち満期があるものの債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	400	2,600	1,900	2,800
国 債	—	200	—	700
地 方 債	—	—	—	200
社 債	400	2,400	1,900	1,900
合 計	400	2,600	1,900	2,800

24. 当座貸越契約に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、120百万円であり、すべて任意の時期に無条件で取消可能なものであります。  
 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができ旨の条件が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
25. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損算入限度超過額	16百万円
退職給付引当金損算入限度超過額	8
税務上の繰越欠損金	17
その他	14
繰延税金資産小計	57
評価性引当額	▲57
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	—
繰延税金負債合計	—
繰延税金負債の純額	1百万円

26. 会計方針の変更  
 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。これにより、計算書類に与える影響はありません。  
 なお、収益に係る消費税及び地方消費税の額に重要性が乏しいことから、消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
27. 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日)以下、「時価算定基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(令和元年7月4日)第44.2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これにより、計算書類に与える影響はありません。
28. 表示方法の変更  
 協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、協同組合による金融事業に関する法律の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせた表示しております。
29. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。  
 貸倒引当金 68百万円  
 貸倒引当金の算定方法は、重要な会計方針として6に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。



\* 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
<b>経常収益</b>	<b>522,443</b>	<b>500,227</b>
資金運用収益	433,549	433,379
貸出金利息	367,424	370,547
預け金利息	10,749	10,409
有価証券利息配当金	48,309	45,355
その他の受入利息	7,066	7,066
役務取引等収益	19,967	29,131
受入為替手数料	9,302	7,935
その他の役務収益	10,664	21,196
その他業務収益	51,214	36,708
国債等債券売却益	42,270	27,198
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	8,944	9,509
その他経常収益	17,711	1,007
貸倒引当金戻入益	3,959	—
償却債権取立益	9,411	24
株式等売却益	—	—
その他の経常収益	4,341	983
<b>経常費用</b>	<b>507,519</b>	<b>484,847</b>
資金調達費用	8,242	7,697
預金利息	6,797	6,372
給付補填備金繰入額	1,379	1,246
その他の支払利息	65	78
役務取引等費用	14,037	13,867
支払為替手数料	2,331	1,791
その他の役務費用	11,705	12,076
その他業務費用	59,577	887
国債等債券売却損	25	—
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	59,180	—
その他の業務費用	372	887
経費	424,265	430,020
人件費	298,629	296,744
物件費	115,348	122,597
税金	10,287	10,678
その他経常費用	1,396	32,374
貸倒引当金繰入額	—	21,533
貸出金償却	—	7,614
株式等売却損	—	—
株式等償却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	1,396	3,225
<b>経常利益</b>	<b>14,923</b>	<b>15,379</b>
<b>特別利益</b>	<b>9</b>	<b>—</b>
固定資産処分益	9	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
証券取引責任準備金取崩額	—	—
その他の特別利益	—	—
<b>特別損失</b>	<b>625</b>	<b>961</b>
固定資産処分損	625	961
減損損失	—	—
その他の特別損失	—	—
<b>税引前当期純利益</b>	<b>14,308</b>	<b>14,418</b>
法人税・住民税及び事業税	2,819	450
法人税等調整額	—	—
法人税等合計	2,819	450
<b>当期純利益</b>	<b>11,488</b>	<b>13,968</b>
土地再評価差額金取崩額	—	—
<b>繰越金(当期首残高)</b>	<b>79,280</b>	<b>84,340</b>
<b>当期末処分剰余金</b>	<b>90,769</b>	<b>98,308</b>

損益計算書注記事項

- 以下の注記の記載金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益 6円51銭であります。
- 経常収益に含まれる消費税及び地方消費税の額は1百万円であります。

\* 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
<b>当期末処分剰余金</b>	<b>90,769</b>	<b>98,308</b>
積立金取崩額	—	—
<b>剰余金処分額</b>	<b>6,428</b>	<b>6,428</b>
利益準備金	—	—
70周年記念事業準備金	—	—
普通出資に対する配当金	6,428	6,428
	(年3%の割合)	(年3%の割合)
<b>繰越金(当期末残高)</b>	<b>84,340</b>	<b>91,880</b>

主要な経理・経営の状況を示す指標

\* 業務粗利益

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
資金運用収益	433,549	433,379
資金調達費用	8,242	7,697
<b>資金運用収支</b>	<b>425,307</b>	<b>425,681</b>
役務取引等収益	19,967	29,131
役務取引等費用	14,037	13,867
<b>役務取引等収支</b>	<b>5,929</b>	<b>15,264</b>
その他業務収益	51,214	36,708
その他業務費用	59,577	887
<b>その他の業務収支</b>	<b>▲8,363</b>	<b>35,821</b>
<b>業務粗利益</b>	<b>422,873</b>	<b>476,766</b>
<b>業務粗利益率</b>	<b>1.15%</b>	<b>1.27%</b>

- (注) 1. 資金調達費用は、金銭信託等運用見合費用を控除して表示しております。  
 2. 業務粗利益率 =  $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

\* 業務純益等

(単位：千円)

項 目	令和2年度	令和3年度
<b>業務純益</b>	<b>453</b>	<b>48,301</b>
<b>実質業務純益</b>	<b>453</b>	<b>49,424</b>
コア業務純益	17,388	22,225
コア業務純益 (除く投資信託解約損益)	17,388	22,225

- (注) 業務純益=業務収益-業務費用  
 業務収益 (貸出金利息・預け金利息・有価証券利息配当金・役務取引等収益・その他業務収益)  
 業務費用 (預金利息等の資金調達費用、役務取引等費用、その他業務費用、人件費、物件費、税金、一般貸倒引当金繰入額)  
 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額  
 コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益  
 (注) 行政報告である「決算速報」ベースで記載しております。

# 主要な経理・経営の状況を示す指標

## 経費の内訳

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度
人件費	296,784	294,067
報酬給料手当	240,927	240,910
退職給付費用	22,312	16,280
その他	33,544	36,876
物件費	115,348	122,597
事務費	59,757	67,509
固定資産費	14,569	14,030
事業費	11,704	12,298
人事厚生費	2,366	2,556
減価償却費	16,386	16,046
その他	10,563	10,156
税金	10,287	10,678
経費合計	422,420	427,342

(注) 行政報告である「決算速報」ベースで記載しております。

## 役員取引の状況

(単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度
役員取引等収益	19,967	29,131
受入為替手数料	9,302	7,935
その他の受入手数料	10,662	21,194
その他の役員取引等収益	1	1
役員取引等費用	14,037	13,867
支払為替手数料	2,331	1,791
その他の支払手数料	1,501	1,295
その他の役員取引等費用	10,204	10,781

## \* 受取利息および支払利息の増減

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度
受取利息の増減	24,871	▲170
支払利息の増減	▲1,356	▲545

(注) 1. 令和3年度受取利息の増減の内訳  
 資金運用勘定利息433,379千円(令和3年度) - 433,549千円(令和2年度) = ▲170千円  
 2. 令和3年度支払利息の増減の内訳  
 資金調達勘定利息7,697千円(令和3年度) - 8,242千円(令和2年度) = ▲545千円

## \* 資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科目	年度	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	令和2年度	36,639百円	433,549千円	1.18%
	令和3年度	37,381	433,379	1.15
うち貸出金	令和2年度	18,602	367,424	1.97
	令和3年度	18,840	370,547	1.96
うち預け金	令和2年度	10,400	10,749	0.10
	令和3年度	10,704	10,409	0.09
うち有価証券	令和2年度	7,406	48,309	0.65
	令和3年度	7,607	45,355	0.59
資金調達勘定	令和2年度	35,165	8,242	0.02
	令和3年度	35,901	7,697	0.02
うち預金積金	令和2年度	34,037	8,177	0.02
	令和3年度	34,686	7,618	0.02
うち譲渡性預金	令和2年度	—	—	—
	令和3年度	—	—	—
うち借入金	令和2年度	1,115	—	0.00
	令和3年度	1,200	—	0.00

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和2年度8,250千円、令和3年度8,413千円)を、控除して表示しております。

## \* 総資産利益率

(単位：%)

区分	令和2年度	令和3年度
総資産経常利益率	0.03	0.03
総資産当期純利益率	0.03	0.03

(注) 総資産経常(当期純)利益率 =  $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

## \* 総資金利鞘等

(単位：%)

区分	令和2年度	令和3年度
資金運用利回(a)	1.18	1.15
資金調達原価率(b)	1.22	1.21
総資金利鞘(a-b)	▲0.04	▲0.06

(注) 1. 資金運用利回 =  $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$   
 2. 資金調達原価率 =  $\frac{\text{資金調達費用} + \text{経費}}{\text{資金調達勘定計平均残高}} \times 100$

## その他業務収益の内訳

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	42,270	27,198
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	8,944	9,509
その他業務収益合計	51,214	36,708

## 資金調達(預金積金)の状況

### \* 預金種目別平均残高

(単位：千円、%)

種 目	令和2年度		令和3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	11,551,688	33.9	12,304,040	35.4
定期性預金	22,410,529	65.8	22,300,910	64.2
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	74,975	0.2	81,144	0.2
合 計	34,037,196	100.0	34,686,095	100.0

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金  
2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

### \* 定期預金種類別残高

(単位：千円)

区 分	令和2年度末	令和3年度末
固定金利定期預金	20,160,922	20,222,319
変動金利定期預金	—	—
その他の定期預金	—	—
合 計	20,160,922	20,222,319

### 預金者別預金残高

(単位：千円、%)

区 分	令和2年度末		令和3年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	29,106,946	85.5	30,213,624	85.6
法 人	4,914,462	14.4	5,047,038	14.3
一般法人	4,857,874	14.2	5,035,352	14.2
金融機関	44,792	0.1	19	0.0
公 金	11,797	0.0	11,666	0.0
合 計	34,021,411	100.0	35,260,663	100.0

### 財形貯蓄残高

(単位：千円)

項 目	令和2年度末	令和3年度末
財形貯蓄残高	—	—

## 資金運用(貸出金)の状況

### \* 貸出金種類別平均残高

(単位：千円、%)

科 目	令和2年度		令和3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	95,473	0.5	56,782	0.3
手形貸付	757,381	4.0	680,071	3.6
証書貸付	17,687,202	95.0	18,047,119	95.7
当座貸越	62,940	0.3	56,987	0.3
合 計	18,602,997	100.0	18,840,960	100.0

### \* 貸出金金利区分別残高

(単位：百万円)

区 分	令和2年度末	令和3年度末
固定金利貸出	2,399	2,569
変動金利貸出	16,692	16,504
合 計	19,091	19,073

### 消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：千円、%)

区 分	令和2年度末		令和3年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	130,477	10.6	135,553	12.0
住宅ローン	1,095,637	89.3	991,921	87.9
合 計	1,226,114	100.0	1,127,474	100.0

### \* 貸出金業種別残高・構成比

(単位：千円、%)

業 種 別	令和2年度		令和3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	1,585,218	8.3	1,564,393	8.2
農 業、林 業	59,355	0.3	44,858	0.2
漁 業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建 設 業	665,258	3.4	568,280	2.9
電気・ガス・熱供給・水道業	4,000	0.0	11,000	0.0
情 報 通 信 業	101,672	0.5	103,470	0.5
運 輸 業、郵 便 業	298,109	1.5	269,163	1.4
卸 売 業、小 売 業	939,699	4.9	1,058,994	5.5
金 融 業、保 険 業	1,164	0.0	660	0.0
不 動 産 業	4,267,092	22.3	3,843,654	20.1
物 品 賃 貸 業	31,599	0.1	31,489	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	16,023	0.0	10,434	0.0
宿 泊 業	158,374	0.8	151,316	0.7
飲 食 業	993,937	5.2	967,615	5.0
生活関連サービス業、娯楽業	130,497	0.6	120,283	0.6
教育、学習支援業	12,016	0.0	16,014	0.0
医 療、福 祉	37,526	0.1	29,391	0.1
その他のサービス	907,346	4.7	1,014,432	5.3
その他の産業	375,189	1.9	550,208	2.8
小 計	10,584,083	55.4	10,355,660	54.2
国・地方公共団体等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	8,507,432	44.5	8,718,212	45.7
合 計	19,091,515	100.0	19,073,873	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 資金運用(貸出金)の状況

### \* 貸出金使途別残高

(単位：千円、%)

区 分	令和2年度末		令和3年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	6,279,138	32.8	6,445,716	33.7
設 備 資 金	12,812,377	67.1	12,628,156	66.2
合 計	19,091,515	100.0	19,073,873	100.0

### \* 預 貸 率

(単位：%)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	期 末	56.11	期 末	54.09
預 貸 率	期 中 平 均	54.65	期 中 平 均	54.31

(注) 預貸率 =  $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

### \* 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：千円、%)

区 分		金 額	構成比	債務保証見返額
当組合預金積金	令和2年度末	784,792	4.1	—
	令和3年度末	666,006	3.4	—
有 価 証 券	令和2年度末	—	—	—
	令和3年度末	—	—	—
動 産	令和2年度末	—	—	—
	令和3年度末	—	—	—
不 動 産	令和2年度末	15,227,398	79.7	—
	令和3年度末	15,338,287	80.4	—
そ の 他	令和2年度末	—	—	—
	令和3年度末	—	—	—
小 計	令和2年度末	16,012,190	83.8	—
	令和3年度末	16,004,294	83.9	—
信用保証協会・信用保険	令和2年度末	1,590,764	8.3	—
	令和3年度末	1,570,876	8.2	—
保 証	令和2年度末	511,674	2.6	—
	令和3年度末	477,851	2.5	—
信 用	令和2年度末	976,886	5.1	—
	令和3年度末	1,020,851	5.3	—
合 計	令和2年度末	19,091,514	100.0	—
	令和3年度末	19,073,873	100.0	—

## 資金運用(有価証券等)の状況

### \* 有価証券種類別平均残高

(単位：千円、%)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	223,091	3.0	643,340	8.4
地 方 債	600,000	8.1	573,150	7.5
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	6,456,438	87.1	6,357,806	83.5
株 式	10,300	0.1	10,300	0.1
そ の 他 の 証 券	117,037	1.5	22,540	0.2
貸付有価証券	—	—	—	—
合 計	7,406,867	100.0	7,607,138	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有していません。

### \* 預 証 率

(単位：%)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	期 末	22.54	期 末	21.70
預 証 率	期 中 平 均	21.76	期 中 平 均	21.93

(注) 預証率 =  $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

### \* 有価証券種類別残存期間別残高

(単位：千円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
		令和2年度末	令和3年度末	令和2年度末	令和3年度末
国 債	令和2年度末	—	200,000	—	300,000
	令和3年度末	—	200,000	—	700,000
地 方 債	令和2年度末	—	500,000	—	100,000
	令和3年度末	—	—	—	200,000
短 期 社 債	令和2年度末	—	—	—	—
	令和3年度末	—	—	—	—
社 債	令和2年度末	200,000	3,300,000	1,200,000	1,800,000
	令和3年度末	400,000	2,400,000	1,900,000	1,900,000
株 式	令和2年度末	—	—	—	—
	令和3年度末	—	—	—	—
外 国 証 券	令和2年度末	—	—	—	—
	令和3年度末	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	令和2年度末	—	—	—	—
	令和3年度末	—	—	—	—
合 計	令和2年度末	200,000	4,000,000	1,200,000	2,200,000
	令和3年度末	400,000	2,600,000	1,900,000	2,800,000

### \* 有価証券、金銭の信託等の取得価格または契約価格、時価及び評価損益

(単位：千円)

項 目		取得価格または契約価格	時 価	評価損益
		令和2年度末	令和3年度末	令和2年度末
有 価 証 券	令和2年度末	7,599,373	7,671,755	72,382
	令和3年度末	7,666,539	7,651,850	▲14,689
金 銭 の 信 託	令和2年度末	—	—	—
	令和3年度末	—	—	—
デリバティブ等商品	令和2年度末	—	—	—
	令和3年度末	—	—	—

(注) 1. 「時価」は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会:平成11年1月22日)に定める時価に基づいて表示しております。なお、時価のないものについては、帳簿価格で表示しております。  
2. デリバティブ等商品とは、預金等と協同組合による金融事業に関する法律施行規則第5条の7第1項第5号に掲げる取引(金融先物取引、金融等デリバティブ取引、先物外国為替取引、有価証券デリバティブ取引等)を組合せた商品です。



## 資金運用(有価証券等)の状況

### 先物取引の時価情報

該当ありません

### オフバランス取引の状況

該当ありません

## 有価証券の時価情報

### その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	5,881	5,800	81	4,185	4,140	45
	国 債	506	500	5	202	200	2
	地 方 債	615	600	15	103	100	3
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	4,759	4,700	59	3,879	3,840	38
そ の 他	33	31	2	—	—	—	
小 計		5,915	5,831	84	4,185	4,140	45
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	1,731	1,740	▲9	3,441	3,498	▲56
	国 債	—	—	—	674	698	▲23
	地 方 債	—	—	—	94	100	▲5
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	1,731	1,740	▲9	2,671	2,700	▲28
そ の 他	14	16	▲2	14	16	▲2	
小 計		1,745	1,757	▲11	3,455	3,515	▲59
合 計		7,661	7,589	72	7,641	7,656	▲14

(注) 1. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。  
2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

### 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

項 目	令和2年度	令和3年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	—	—
関連法人等株式	—	—
非 上 場 株 式	10	10
組 合 出 資 金	229	229
合 計	239	239

(注) 1. 子会社・子法人等株式、関連法人等株式、非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。  
2. 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

### 満期保有目的の債券

該当ありません

### 売買目的有価証券

該当ありません

### 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当ありません

## その他の業務

### 国内為替取扱実績

(単位：百万円)

区 分		令和2年度末		令和3年度末	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	他の金融機関向け	11,407	10,623	11,253	9,109
	他の金融機関から	17,447	10,775	17,353	11,647
代金取立	他の金融機関向け	0	0	1	0
	他の金融機関から	154	246	153	235

### 代理貸付残高の内訳

該当ありません

## その他の業務

### 公共債引受額

該当ありません

### 公共債窓販実績

該当ありません

### 外国為替取扱高

該当ありません

### 外貨建資産残高

該当ありません

### 当組合の子会社

該当ありません

## 経営管理体制

\*\*

## 法定監査の状況

### 監査報告書

私たち監事は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第70期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事会が定めた監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、理事、内部監査部門その他職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、理事の利益相反取引の有無及び法令上必要な手続きが履践されているか否かを確認し、組織及び規程類を監査し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、本部・本店において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告及びその附属明細書の監査結果

一. 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当組合の状況を正しく示しているものと認めます。

二. 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、当組合の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和4年5月24日

東信用組合

監事 伊藤九美子

監事 寺田 圭介

\*

### 独立監査人の監査報告書

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する特定信用組合に該当しないため法定監査を義務付けられておりませんが、経営の健全性や透明性を高める観点から、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

### 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について

私は当組合の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第70期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和4年6月16日

東信用組合

理事長 川村 実

## \* リスク管理体制

### — 定性的事項 —

- 信用リスクに関する事項
- 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 証券化エクスポージャーに関する事項
- オペレーショナル・リスクに関する事項
- 出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 金利リスクに関する事項

### ●信用リスクに関する事項

リ ス ク の 説 明	信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクをいいます。当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のものであると認識し、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」「信用リスク管理規程」等を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理体制を構築しています。
管 理 体 制	
評 価 ・ 計 測	信用リスクの評価につきましては、当組合では厳格な自己査定を実施しております。また、期中モニタリングを行い、融資先の実態把握に努めております。こうした信用リスク管理の状況については、理事会などを通じて経営陣に対して報告する態勢整備をしております。

### ■ 貸倒引当金の計算基準

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当金計上基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定し、その結果については監事監査や外部監査法人の監査を受けるなど、適正な計上をしております。

### ■ リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

なお、自己資本比率算出におけるリスクウェイト基準は、以下の4つの機関のうち2つ以上の格付がある場合、最も小さいリスクウェイトから数えて2番目に小さいリスクウェイトを採用します。ただし最も小さいリスクウェイトが複数の格付に対応する時は、最も小さい格付を採用しています。

国内格付機関	ア	日本格付投資情報センター	イ	日本格付研究所
海外格付機関	ア	Moody's	イ	S & P社

### ■ エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

### ●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当組合は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、検討の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

信用リスク削減手法として、当組合が扱う主要な担保には、預金積金等があり、担保に関する手続きについては、組合が定める「融資事務取扱要領」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、組合が定める「融資事務取扱要領」等により、適切な取扱いに努めております。適格格付機関がA-以上の格付を付与している適格保証人の保証は信用リスク削減手法をとっています。なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

### ●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引はなく、該当事項ありません。

### ●証券化エクスポージャーに関する事項

証券化をしておりませんので該当ありません。

### ■証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

証券化をしておりませんので該当ありません。

### ■証券化取引に関する会計方針

証券化をしておりませんので該当ありません。

### ■証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化をしておりませんので該当ありません。

# 経営内容

## ●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明	当組合では、オペレーショナルリスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから当組合に生じる損失にかかるリスク」と考え、具体的には「役職員の不正確な事務処理、あるいは事故・不正等について発生を未然に防止する」ための事務リスク管理を行い、また「コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備、コンピュータの不正使用等に伴い被る損失等の発生を未然に防止し、発生時の影響を最小化する」ためのシステムリスク管理に努めています。また、事務リスク、システムリスクを中心としたオペレーショナルリスクについては理事会等に報告する態勢をとっております。なお、オペレーショナルリスクの計測に関しましては、基礎的手法を採用しております。
管理体制	
評価・計測	

## ■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

基礎的手法を採用しております。

## ●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

リスクの説明	当組合は、銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたる上場株式は保有しておらず、非上場株式については、上部団体である全国信用協同組合連合会出資金、しんくみ情報サービス株式を政策的な目的で保有しております。当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」等に基づき、適正な処理を行っております。
管理体制	
評価・計測	

## ●金利リスクに関する事項

リスクの説明	金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益に対する影響を指しますが、当組合においては、ALM委員会等で定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢をとっております。
管理体制	具体的には、一定の金利ショック（100BPVパラレル金利上昇やスティーブ化など）を想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度など、ALM委員会にて協議検討するとともに、経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。
評価・計測	

(注)「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（平成31年2月18日）による改正を受け、平成31年3月末から△EVEを開示しております。また、令和2年3月末から△NIIを開示しております。

## ■金利リスクの算定手法の概要等

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、『協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本比率の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）』において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、経済価値は、868百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク		△EVE		△NII	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
1	上方パラレルシフト	833	868	21	14
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティーブ化	707	776		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	40	16		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	833	868	21	14
		令和2年度		令和3年度	
8	自己資本の額	2,097		2,079	

※ △EVEとは、IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測され、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

※ △NIIとは、IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。



リスク管理体制

— 定量的事項 —

- 自己資本の構成に関する開示事項…自己資本の構成に関する事項 P.10 をご参照ください
- 自己資本の充実度に関する事項
- 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）
- 信用リスク削減手法に関する事項
- 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
- 証券化エクスポージャーに関する事項
- 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
- リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
- 金利リスクに関する事項…P.24 をご参照ください

●自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

	令和2年度		令和3年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	23,041	922	23,578	943
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	23,041	922	23,578	943
(i) ソブリン向け	235	9	170	7
(ii) 金融機関向け	2,020	81	2,240	90
(iii) 法人等向け	10,338	414	11,872	475
(iv) 中小企業等・個人向け	1,000	40	850	34
(v) 抵当権付住宅ローン	275	11	230	9
(vi) 不動産取得等事業向け	7,899	316	6,896	276
(vii) 三月以上延滞等	29	1	70	3
(viii) 出資等	—	—	—	—
出資等のエクスポージャー	—	—	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	269	—	268	—
(xi) その他	392	16	399	16
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	580	23	580	23
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVA リスク相当額を 8% で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	740	30	782	31
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	23,781	951	24,360	974

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. (xi)「その他」とは、(i) から (x) に区分されないエクスポージャーです。具体的には「有形固定資産」「未決済為替貸」が含まれます。
6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

$$\left( \begin{array}{l} \text{オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法} \\ \text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\% \\ \text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数} \end{array} \right) \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

上表のとおり、金融規制上で必要とされる自己資本額（リスク・アセット額×4%）は974百万円ですが、当組合の自己資本額は10ページのとおり2,079百万円となっております、充実しております。

# 経営内容 資料編

●信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

■信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（業種別・残存期間別） （単位：百万円）

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										3ヵ月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引				債券		デリバティブ取引		その他			
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
製造業	2,685	2,964	1,585	1,564	1,100	1,400	—	—	—	—	—	—
農業・林業	59	44	59	44	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	665	568	665	568	—	—	—	—	—	—	38	—
電気、ガス、熱供給、水道業	4	11	4	11	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	101	103	101	103	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	2,698	2,369	298	269	2,400	2,100	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	1,639	1,858	939	1,058	700	800	—	—	—	—	—	—
金融業・保険業	10,904	12,105	1	0	1,110	1,110	—	—	9,793	10,995	—	—
不動産業	4,756	4,201	4,267	3,843	489	357	—	—	—	—	25	24
物品賃貸業	31	31	31	31	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	16	10	16	10	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	158	151	158	151	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	993	967	993	967	—	—	—	—	—	—	—	35
生活関連サービス業、娯楽業	130	120	130	120	—	—	—	—	—	—	—	2
学習、学習支援業	12	16	12	16	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	37	29	37	29	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	1,107	1,214	907	1,014	200	200	—	—	—	—	0	0
その他の産業	375	550	375	550	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	1,600	1,698	—	—	1,600	1,698	—	—	—	—	—	—
個人	8,507	8,718	8,507	8,718	—	—	—	—	—	—	—	28
その他	1,503	1,518	—	—	—	—	—	—	1,503	1,518	—	—
<b>業種別合計</b>	<b>37,987</b>	<b>39,253</b>	<b>19,091</b>	<b>19,073</b>	<b>7,599</b>	<b>7,666</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>11,296</b>	<b>12,513</b>	<b>63</b>	<b>91</b>
1年以下	19,226	22,202	10,652	11,081	200	440	—	—	8,374	10,981	—	—
1年超3年以下	4,055	3,870	1,955	1,870	1,100	2,000	—	—	1,000	—	—	—
3年超5年以下	4,307	2,369	966	868	3,341	1,501	—	—	—	—	—	—
5年超7年以下	1,214	1,079	614	679	600	400	—	—	—	—	—	—
7年超10年以下	1,522	2,256	822	756	700	1,500	—	—	—	—	—	—
10年超	5,638	5,606	4,038	3,808	1,600	1,798	—	—	—	—	—	—
期間の定めのないもの	521	52	44	11	58	27	—	—	419	14	—	—
その他	1,503	1,518	—	—	—	—	—	—	1,503	1,518	—	—
<b>残存期間別合計</b>	<b>37,987</b>	<b>39,253</b>	<b>19,091</b>	<b>19,073</b>	<b>7,599</b>	<b>7,666</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>11,296</b>	<b>12,513</b>	<b>—</b>	<b>—</b>

(注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。  
 2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことであり、  
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産、その他の資産などが含まれます。  
 4. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 （単位：百万円）

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和2年度		令和3年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0	—	1,652	—	2,392
10	—	1,575	—	925
20	1,201	10,201	801	11,303
35	—	788	—	657
50	3,906	2	4,206	2
75	—	1,333	—	1,133
100	541	16,733	741	17,003
150	—	0	—	0
250	—	—	—	—
1250	—	—	—	—
その他	—	49	—	59
<b>合計</b>	<b>5,649</b>	<b>32,337</b>	<b>5,749</b>	<b>33,504</b>

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。  
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。  
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。  
 4. 区分のうち「その他」は個別貸倒引当金です。

## ●信用リスク削減手法に関する事項

### ■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	898	749	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。

### ■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置で、具体的には、預金担保、不動産担保、保証などが該当します。当組合が扱う担保には自組合預金積金、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証等がありますが、その手続については、組合が定める事務取扱要領等により適切な事務取扱及び適正な評価を行っています。

自己資本比率で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金等、保証として信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証、その他未担保預金等、貸出金と自組合預金の相殺として債務者の担保手続きがなされていない定期預金、日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」等が該当します。

## ●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません

## ●証券化エクスポージャーに関する事項

### ■オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当ありません

### ■投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当ありません

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

該当ありません

③証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当ありません

## ●出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

### ■貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	—	—	—	—
非 上 場 株 式 等	239	—	239	—
合 計	239	—	239	—

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

### ■出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

該当ありません

### ■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

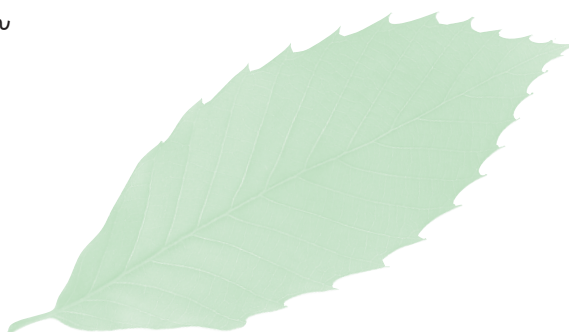
該当ありません

### ■貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません

## ●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当ありません



## 手数料一覧

(令和4年6月現在)

種		類		料 金	
振	当組合 本店	自店宛	5万円未満	0円	
		自店宛	5万円以上	110円	
	他店宛	他店宛	5万円未満	110円	
		他店宛	5万円以上	330円	
込	他行	電信扱	5万円未満	440円	
		電信扱	5万円以上	605円	
送金	他行	電信扱		770円	
		普通扱(送金小切手)		550円	
代金取立	本店	自店宛		0円	
		他店宛		220円	
	他行	同一交換所における手形		220円	
		その他 地域	至急扱		990円
普通扱			770円		
その他	振込・送金・取立手形の組戻料			550円	
	地方分不渡手形返却料			550円	
	取立手形店頭呈示料			770円	
融	一部繰上 返済	平成29年12月末まで実行分		無料	
		平成30年1月以降実行分		3,300円	
	全額繰上 返済	平成29年12月末まで実行分		3,300円	
	資	全額繰上 返済	平成30年 1月以降 実行分	貸付後3年以内	借入残高×1.5%+消費税
貸付後3年超 5年以内				借入残高×1.0%+消費税	
貸付後5年超				借入残高×0.5%+消費税	
返済方法等の条件変更				1件	11,000円
不動産担保	調査手数料	新規 お取扱い	当組合営業区域内	1件	33,000円
			当組合営業区域外	1件	55,000円
			特殊物件	1件	他に別途実費
			外部不動産評価 サービス利用	1件	他に別途実費
	追加融資 等に関する 追加担保 調査	追加融資 等に関する 追加担保 調査	当組合営業区域内	1件	16,500円
			当組合営業区域外	1件	27,500円
			特殊物件	1件	他に別途実費
			外部不動産評価 サービス利用	1件	他に別途実費
担保設定条件変更(極度額・順位・債務者)等				1件	11,000円

種		類		料 金		
当座預金	小切手帳	1冊(50枚)		770円		
		1冊(25枚)		880円		
	約束手形帳	1冊(25枚)		3,300円		
	マル専口座取扱手数料(割賦販売通知書1枚)			275円		
自己宛小切手				550円		
通帳・証書		再発行	1通・1冊	1,100円		
ローンカード新規発行				0円		
ローンカード再発行				1,100円		
キャッシュカード再発行				1,100円		
証明書発行手数料		残高証明書	1通	330円		
		融資証明書	1通	1,100円		
		支払利息証明書	1通	550円		
貸金庫	Aタイプ	180×280×400		年間	7,700円	
	Bタイプ	120×280×400			6,600円	
	Cタイプ	90×280×400			5,500円	
紙幣から硬貨へのご両替						
両替手数料	1件あたり 100枚以下	窓口 扱い	1日1回目に限り	無料		
			2回目以降	550円		
				営業担当者によるお届け	両替手数料とは別に 110円を加算	
	1件あたり	500枚以下		550円		
	1件あたり	1,000枚以下		1,100円		
1件あたり	1,001枚以上		500枚毎に550円加算			
大量硬貨取扱手数料 窓口での大量硬貨を含む入金・公金収納・振込、大量硬貨を紙幣 にすろ両替(営業担当者の訪問にてお預かりする大量硬貨も 同じです。)						
1枚~100枚以下				無料		
101枚~500枚以下				550円		
501枚~1,000枚以下				1,100円		
1,001枚以上				以降、500枚毎に 550円加算		
ATM手数料(払戻1回につき)			当組合カード	他金融機関カード		
平日18時まで(土曜14時まで)				0円	110円	
平日18時以降(土曜14時以降)				0円	220円	
日曜日・祝祭日・12月31日				110円	220円	

(上記の手数料には消費税を含んでいます)

## \*\* 信用組合と総代会制度について

### 1. 総代会制度

信用組合は協同組織金融機関であり、組合員は出資口数に関係なく、ひとり1票の議決権を持ち、組合員の総意により組合の意思を決定する機関として「総会」が設けられています。

当組合には8,631人(先)もの取引先が組合員となっており(令和4年3月現在)、組合員の総数が法定数(200名)を超える組合については、法令の定めにより総会に代わるべき「総代会」を設けることが認められており、当組合をはじめ大多数の信用組合はこの総代会を採用しています。

この「総代会」は、信用組合の決算事項の承認、定款

変更、役員(理事・監事)選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関であり、組合員各位のご意見を適正に反映できるよう、組合員の中から選任された「総代」の方々により運営されています。また、当組合では「総代会」に限定することなく、日常の営業活動を通じてお寄せいただく組合員の皆さまのさまざまな声を、経営施策に反映させていくよう努めています。

総代の選任や総代会の運営方法等についての基本的事項は「中小企業等協同組合法」に、細則については当組合の「定款」および「総代会運営マニュアル」等に定められています。



## 2. 総代とその選任方法

### (1) 総代の資格

- ・当組合の組合員であることが前提であり、組合員の中から組合員によって選挙されます。
- ・組合員たる資格を喪失した場合は、当然に総代の資格を失います。

### (2) 総代の定数

- ・総代の定数は、100人以上110人以内です。
- ・任期は3年です。

### (3) 総代の選任方法

- ・総代は、組合の最高意思の決定に参加する重要な役割を担っています。
- ・総代は、定款並びに規程の定めに従い、「組合員のうちから公平に選挙」により選任されます。
- ・総代に立候補する場合は、理事長の定める選挙期日の7日前までに立候補もしくは推薦する旨を理事長に届け出ます。
- ・届け出のあった総代候補者がその選挙区毎における総代の定数を超えないときは、その総代候補者をもって当選者となります。
- ・総代候補者の届出数がその選挙区において選挙すべき総代数に不足する時は、届け出た候補者をもってその選挙区の当選者と定め、不足数は遅滞なく補充選挙を行います。

### (4) 総代会の決議事項等

第70期通常総代会（令和4年6月15日開催）において、次の事項が付議され、それぞれ原案どおり承認可決されました。

#### ① 議決事項

- 第1号議案 第70期貸借対照表、損益計算書承認の件
- 第2号議案 第70期剰余金処分案承認の件
- 第3号議案 第71期事業計画及び収支予算案承認の件
- 第4号議案 組合員の除名承認の件
- 第5号議案 理事及び監事の報酬年限度額承認の件

### (5) 組合員のご意見を経営に反映させる仕組みについて

総代会においては、当組合の決算内容等につき詳細にご説明させていただくとともに、組合員さまからのご意見は、積極的に拝聴させていただくよう努めております。また日頃から役職員が組合員さまをご訪問させていただく際にも積極的にご意見をおうかがいしております。

お客さま、利用者さまからの苦情等につきましては、本部にて定期的にとりまとめ、原因分析、改善対策につき十分に検討し、改善に努めております。

## 店別総代の氏名

敬称略（順不同）（令和4年6月15日現在）

本店地域 40名	立岡 幸夫⑩	金子 幸一⑦	平野 守助⑬	平井 光吉⑥	平柳 清治⑩	澤部 静夫③	山岸 均①	木村 暢男⑮
	田中 茂⑥	浦野 光生⑤	濱野 藤男③	岡本 郁雄⑩	山村 栄一⑪	佐藤 幸一⑥	古飯塚 一⑤	稲垣 敬一⑦
	滝澤 芳子⑧	荻島 直光⑤	菅家 安智④	平野 普治⑫	小堺 亮③	酒巻 平吉⑦	伊東 和夫⑧	森 八一⑩
	濱田 航一⑥	芦埜 茂④	大井 政弘⑫	江原森太郎⑥	青木 勉⑤	大政 満郎②	菅原 延宏⑩	鈴木 博久⑪
寺島地域 20名	関根八重子③	小室 敏明②	国分 詔八⑦	出口 雄彦①	内田 泰之⑥	池田 恵治⑧	畠山 健二④	大政徹太郎⑩
	大貫 友裕①	岡本 大吉①	杉本 浩志④	網倉 守弘⑫	植木 猛盛①	小林惣一郎③	石渡 浩之①	大谷内市五郎⑩
	小田木昭雄⑦	太田 久治⑮	河原 勝子②	土生津礼子①	小椋 義美⑪	糸 正光②	小川 辰男①	吉羽 明彦③
葛飾地域 22名	中村 豊③	木村 茂⑩	小田 貴弘③	笹本 和義④				
	今吉 陽子⑥	近藤ミヤ子⑦	大内 浩⑨	熊田 孝行④	木村 謙二④	貝塚 浩二①	山口 敏子⑥	小川 克②
	大島真三郎⑥	吉田 行雄①	内藤 正照⑧	高嶋 義明⑩	山本 忠男⑩	小林 憲弘③	矢野 一彦⑤	高野 広一⑤
本所地域 25名	鈴木 保夫⑤	伊藤 朋弘④	服部 和政③	小島八重子⑤	相吉 武⑥	久田 精作⑫		
	佐藤 豊②	木幡 秀和⑩	染谷 勝久③	久保田 茂⑧	新井 賢二④	丸山 卓也②	茶木 義美③	浅見 勝彦③
	高柳 京子⑩	家中 勉①	宮野 武雄⑧	野田 英介②	天笠 英男⑧	長澤 静男⑫	菅沼 幸治⑩	根本 雅博⑥
	大塚 修⑦	八角 多彦⑩	酒川 武男⑤	横山 宗之④	伊藤九美子⑥	桑原 増男⑨	本間 隆司⑧	小野 正晴③
	片山 清世③							

総数107名（注）氏名の後ろに就任回数を記載しております。

## 総代の属性別構成比

（令和4年6月15日現在）

職業別	個人0%、個人事業主28.0%、法人役員71.9%、法人0%
年代別	40代5.6%、50代10.2%、60代17.7%、70代33.6%、80代32.7%
業種別	製造業30.8%、不動産業17.7%、卸売・小売業24.2%、建設業7.4%、運送業2.8%、その他サービス業16.8%

※業種別は、法人、法人役員、個人事業主に限ります。

## \* 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

### 経営改善支援等の取組み実績

#### 対象期間（令和3年4月から令和4年3月）

令和3年度におきましても、長期化する新型コロナウイルス感染症対応の資金繰り支援（既往債務の条件変更含む）に重点的に取組みました。コロナ緊急融資のピークは過ぎましたが、多くのお客さまで売上不振が続き、販売促進、経営改善ニーズには、提携する中小企業診断士の派遣（総合診断1件、個別訪問3件）墨田区のすみだビジネスサポートセンター（通称：すみサポ）へ誘導するなど連携対応しました。事業再構築補助金申請支援も行いました（採択1件）。一方、令和3年度内はコロナの趨勢も定まらず、お客さまも様子見で、経営改善計画作成支援はすみませんでした。

### 中小企業の経営支援に関する取組み方針

1. 当組合の役職員は、金融円滑化管理方針の趣旨に則り、適切なリスク管理の下、適切かつ積極的にリスクテイクを行い、金融仲介機能を発揮していくことにより、当組合の信頼の維持、業務の健全性及び適切性の確保に努めてまいります。
2. 中長期的な視点に立ち、コンサルティング機能の発揮によるお取引先中小企業・個人事業者さまの経営改善・事業拡大支援等の取組みを、組織的・継続的に推進し、それらを通じて顧客基盤の維持・拡大、収益力・財務健全性の向上につなげてまいります。
3. 令和2年4月からの新中期3ヵ年経営計画では、職員の行動指針を「お客さまの相談相手になる」と定め、「お客さまの課題解決支援」を役職員の使命としています。

### 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当組合は、お取引先中小企業・個人事業者さまの経営改善を図るため、本部・営業店一体となって組織的な対応に努めております。当組合における専門の人材やノウハウの不足を補うため、また中長期的な人材育成のため、外部専門家、外部機関、また他の金融機関等と連携しております。連携先としましては、東京都信用組合協会、東京商工会議所、中小企業診断士協会、税理士、経営コンサルタント、日本政策金融公庫、国・東京都・区行政等です。

### 中小企業の経営支援に関する取組み状況

- ① コロナ禍においては新規融資など資金繰り支援を最優先しましたが、お取引先中小企業・個人事業者さまからの貸出条件変更のお申出にも積極的に対応いたしました。その上で貸出条件変更先に対する改善策ご提案など、必要な経営支援を行いました。
- ② 地域密着型金融の取組み（事業ライフサイクルに応じたコンサルティング機能の発揮、地域・利用者に対する積極的な情報発信等）は、コロナ禍の中で経営相談会や経営者セミナーは中止しました。その中で税理士など外部専門家と連携して税務相談、遊休不動産売却支援、不動産賃貸業の空室対策など課題解決支援を行いました。
- ③ お客さまからの経営に関するご相談に100%の正解はなく、お客さまご自身の取組み方によっても成果は左右されます。お客さまが選択されたことが成功するようソリューション支援1課職員は、時間をかけて「伴走型支援」（状況をお聞きしてお客さまと一緒に考える）をさせていただいております。
- ④ 令和2年4月より墨田区新型コロナウイルス感染症緊急対応資金融資は、お客さまに金利のご負担がないように当組合が0.2%利子補助させていただいております。

#### ● 創業・新規事業開拓の支援

創業・新事業資金ニーズにつきましては、東京信用保証協会付の制度融資、東京都「女性・若者・シニア創業サポート制度」による融資、また案件に応じて個別対応をさせていただいております。女性・若者・シニア創業サポート制度は、1%の低金利かつ専門家から定期的に経営アドバイスが受けられ有利です。

令和3年度「東京都女性・若者・シニア創業サポート制度」による創業融資は、令和4年3月末現在27件56百万円、期中の新規実行は5件11百万円です。

#### ● 成長段階における支援

事業ライフサイクルで成長段階にある企業には、金融面での支援にとどまらず経営情報のご提供に努めております。創業期から成長期にある企業に対しては、担保・保証に過度に依存せず、事業性評価を通じて融資を行いました。令和3年度はコロナ禍であり、製造業の成長企業はやや足踏みされましたが、不動産業の成長企業は活発な資金需要がありました。

#### ● 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

営業店長、ソリューション支援1課担当者等は、お客さま訪問等を通じて、お客さまの状況（資産・負債、金融機関取引）やお悩みごと、これからのご希望・ご計画などをうかがっております。その上で、当組合としては金融円滑化などの金融支援、または外部専門家との連携で経営改善支援（経営改善計画策定支援、資金繰り支援、財務合理化支援、売上増加支援）、事業再生、業種転換等のご支援をさせていただいております。

令和3年度は、高齢化、事業承継難の時代を反映、不動産賃貸業へ事業転換されるお客さまへの融資がありました。事業再生案件はありませんでした。

### 地域の活性化に関する取組み状況

地域事業者支援の目的で、令和2年11月すみだビジネスサポートセンター（通称：すみサポ）と墨田区産業観光部経営支援課、墨田区内の信用金庫、当組合も含む区内信用組合をメンバーとする「すみだ経営アドバイザーネットワーク会議」ができました。コロナ禍で一時休止しましたが、令和3年7月から再開、以降、毎月1回のペースで開催、その中で「廃業等による事業先の減少は大きな問題であり、墨田区に事業先を残す」ため、会議メンバーが固く連携して、小規模企業のM&Aを行っていくことになりました。令和4年2月すみだ経営アドバイザーネットワーク会議を改名して「HANDS連携会議」ができました。同年3月以降も毎月1回、会議を開催。お客さまのニーズに合わせた対応をするため情報連携しています。

# 索引

各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、\*印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、\*\*印は「監督指針の要請」に基づく開示項目、無印は任意開示項目です。

■ごあいさつ	2
【概況・組織】	
1. 事業方針	3
2. 事業の組織*	5
3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)*	5
4. 会計監査人の氏名又は名称*	該当なし
5. 店舗一覧(事務所の名称・所在地)*	5
6. 自動機器設置状況	5
7. 地区一覧	5
8. 組合員の推移	11
9. 子会社の状況	22
【主要事業内容】	
10. 主要な事業の内容*	11
【業務に関する事項】	
11. 事業の概況*	3
12. 経常収益*	11
13. 業務純益等*	17
14. 経常利益(損失)*	11
15. 当期純利益(損失)*	11
16. 出資総額、出資総口数*	11
17. 純資産額*	11
18. 総資産額*	11
19. 預金積金残高*	11
20. 貸出金残高*	11
21. 有価証券残高*	11
22. 単体自己資本比率*	11
23. 出資配当金*	11
24. 職員数*	11
【主要業務に関する指標】	
25. 業務粗利益及び業務粗利益率*	17
26. 資金運用収支、役務取引等収支 及びその他の業務収支*	17
27. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、 利息、利回り、資金利鞘*	18
28. 受取利息、支払利息の増減*	18
29. 役務取引の状況	18
30. その他業務収益の内訳	18
31. 経費の内訳	18
32. 総資産経常利益率*	18
33. 総資産当期純利益率*	18
【預金に関する指標】	
34. 預金種目別平均残高*	19
35. 預金者別預金残高	19
36. 財形貯蓄残高	19
37. 職員1人当り預金残高	11
38. 1店舗当り預金残高	11
39. 定期預金種類別残高*	19
【貸出金等に関する指標】	
40. 貸出金種類別平均残高*	19
41. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額*	20
42. 貸出金利区分別残高*	19
43. 貸出金用途別残高*	20
44. 貸出金業種別残高・構成比*	19
45. 預貸率(期末・期中平均)*	20
46. 消費者ローン・住宅ローン残高	19
47. 代理貸付残高の内訳	21
48. 職員1人当り貸出金残高	11
49. 1店舗当り貸出金残高	11
【有価証券に関する指標】	
50. 商品有価証券の種類別平均残高*	取扱いなし
51. 有価証券種類別平均残高*	20
52. 有価証券種類別残存期間別残高*	20
53. 預証率(期末・期中平均)*	20
54. 有価証券の時価情報	21
その他有価証券	
満期保有目的の債券	
市場価格のない株式等及び組合出資金	
【経営管理体制に関する事項】	
55. リスク管理体制・法令等遵守体制*	8
56. リスク管理体制*	23.24
資料編	25.26.27
57. 苦情処理措置*	7
【財産の状況】	
58. 貸借対照表、損益計算書、 剰余金処分(損失金処理)計算書*	14.15.16.17
59. 協金法開示債権(リスク管理債権)及び 金融再生法開示債権の保全・引当状況*	12
(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
(2)危険債権	
(3)三月以上延滞債権	
(4)貸出条件緩和債権	
(5)正常債権	
60. 自己資本の構成に関する事項(自己資本比率明細)*	10
61. 有価証券、金銭の信託等の評価*	20
62. 外貨建資産残高	22
63. オフバランス取引の状況	21
64. 先物取引の時価情報	21
65. オプション取引の時価情報	取扱いなし
66. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額)*	13
67. 貸出金償却の額*	13
68. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等	13
69. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について**	22
70. 会計監査人による監査*	22
【その他の業務】	
71. 内国為替取扱実績	21
72. 外国為替取扱実績	22
73. 公共債窓販実績	22
74. 公共債引受額	22
75. 手数料一覧	28
【その他】	
76. トピックス	4
77. 当組合の考え方	3
78. 沿革・歩み	4
79. 継続企業の前提の重要な疑義*	該当なし
80. 総代会について**	28.29
81. 地域に貢献する信用組合の経営姿勢**	6
82. 融資を通じた地域へのお役立ち**	6
83. 預金を通じた地域へのお役立ち**	6
84. 信用組合の社会的責任**	6
85. 顧客保護等管理方針	9
86. 報酬体系について**	9
87. 中小企業の経営の改善及び 地域の活性化のための取組み状況*	30
88. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について**	7



あづま

東信用組合

本	店	東京都墨田区吾妻橋1丁目5番3号	☎03(3622)7151	
寺	島	支店	東京都墨田区東向島6丁目26番9号	☎03(3619)4021
葛	飾	支店	東京都葛飾区お花茶屋1丁目28番8号	☎03(3603)2531
本	所	支店	東京都墨田区緑2丁目14番8号	☎03(3632)7141

URL <https://www.azuma.shinkumi.jp/>

本ディスクロージャー誌に関するご質問お問い合わせ、またお取引にかかる苦情・ご相談窓口は、本部「コンプライアンス統括部」にて承っております。

電話☎ 03-3622-7156